

近年、ドライバーが疾病により、運転を継続できなくなる事案件数が増加しています。そのなかで最も多いのは脳梗塞や脳出血といった「脳血管疾患」であり、対策が急務となっています。そこで今月号は、同疾患の初期症状から原因、予防法、事業者が取るべき対応について紹介していきます。



安全推進のためにも健康管理が不可欠

脳血管疾患は、日本人全体の死亡原因の8.4%を占め、悪性新生物(がん)、心疾患、肺炎に続き第4位となっています(2016年)。運送業界においても、ドライバーの脳血管疾患により、運転を継続することができなくなった事案が、毎年数十件発生しています。

このような状況を踏まえ、16年12月には、道路運送法や貨物自動車運送事業法を改正。運送事業者に対し、ドライバーが疾病によって安全な運転ができない状態でハンドルを握ることを防止する措置が義務づけられました。

万一、運転中に脳血管疾患を発症した場合、意識障害、意識消失、運動麻痺などにより事故回避行動がとれず、重大事故を引き起こす原因になりかねません。重要なのは、発症する前に現れる脳血管異常の「早期発見・早期治療」をすることです。初期症状の特徴(※ページ)を知っておけば、すぐに専門医療機関で受診させることも可能です。また、早期発見のためにも、脳健診の活用は検討すべきでしょう。ドライバーが業務を安全に遂行していくうえでも、まずは健康管理が欠かせません。

脳血管疾患の初期症状

ドライバーに以下の症状がみられたら、すぐに専門医療機関の受診を！

意識の異常	・意識がもうろうとする ・反応が鈍い
言葉の異常	・ろれつが回らない ・言いたいことをうまく言えない
手足の異常	体の半分が… ・うまく動かない ・麻痺、しびれ ・いつもと違う感覚
眼の異常	・片方の目が見えない ・視野が半分になる ・ものが二重に見える
めまい・頭痛	・吐き気や嘔吐を伴う場合も

事業者は生活習慣の適切な把握・管理を

脳血管疾患の予防のため、事業者は健康診断などを通じて、ドライバーの健康状態や疾患につながる生活習慣の適切な把握・管理に努めなければなりません。禁煙、過度の飲酒を控える、バランスのよい食事をとる、適度な運動など、ドライバーに生活習慣を改善させることは脳血管疾患予防のひとつとなります。

また、定期健康診断や人間ドックだけでは、脳血管の異常を発見することは難しいといわれています。

脳健診を受診させることにより、早期発見に努めてください。脳健診には、「脳MRI健診」や「脳ドック」があり、前者では簡易なスクリーニング検査によって比較的短時間・安価で、脳梗塞、脳出血、脳動脈瘤の有無が確認できます。後者は、脳MRI健診で確認できるものに加え、脳血管疾患の兆候や危険因子を発見することが可能です。

ドライバーに対して不当な扱いは禁止

ドライバーが受診した脳健診の結果については、事業者や運行管理者も把握しなければなりません。また、脳健診後の精密検査、治療などの結果を踏まえ、医師の指示に従って、勤務時間の変更や業務の配置転換など、就業における配慮を適切に行うことが求められます。例えば、「長距離・夜間運行は控える」「継続的な治療を受けるための休暇取得が可能な勤務シフトを設定する」「運転を伴わない勤務に配置転換する」などがあげられます。ただし、就業上の措置については、ドライバーに対し不当に差別的な扱いをして

はいけません(例えば、適切な措置を行えば安全運転を続けていくことができるドライバーに対し、直ちに乗務から外すなど)。

事業者はドライバーに対し「疾患の前兆や自覚症状」などを教育するとともに、ドライバー自らが病気を申告しやすい環境を整えることが、発症者への速やかな対応につながります。脳血管疾患に起因する事故撲滅に向け、事業者・運行管理者が中心となって取り組みを推進していきましょう。